

産婦人科医療機関・助産所の長 様

鴻巣市こども未来部子育て支援課

鴻巣市産婦健康診査の実施協力依頼について

日ごろより、本市母子保健行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本市では、市民が産後（流産・死産を含む）概ね1か月で受診する産婦健康診査について、助成券による費用の一部助成を行っておりますが、業務委託契約を締結していない医療機関等で受診された場合は、一定の要件（下記実施内容）を満たした場合に、償還払いにて費用の助成が行えるよう対応しております。

つきましては、お手数ですが、本市の産婦健康診査助成券をお持ちになった方につきまして、下記のとおり実施協力をお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、下記（裏面）までお問い合わせください。

記

- 1 産婦から「産婦健康診査助成券」を受け取り、以下の内容に該当する方であることを確認してください。
 - ・対象者：健診日現在鴻巣市民であり、産後（流産・死産を含む）概ね1か月の方
 - ・令和4年4月1日以降に実施した産婦健康診査が対象ですが、入院中の産婦健康診査は対象外となります。
- 2 **別表**にある産婦健康診査項目の「**基本的な産婦健康診査**」と「**こころの健康チェック**」の**両方の実施**をお願いいたします。

※「こころの健康チェック」の実施がない場合は、助成対象外となります。

時間等の制約上、3つに質問票全てを実施することが困難な場合は、エジンバラ産後うつ病質問票〔EPDS〕のみでも可能です。

質問票の使用にあたっては、日本産婦人科医会 HP 掲載「妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル」をご参照ください。

- 3 健診結果を産婦にご説明いただき、助成券と母子健康手帳に下記必要事項を記載の上、本人にお渡しください。

※記載事項：

助成券…「健診年月日」、「基本的な産婦健診」と「こころの健康チェック」の結果、
「市町村への連絡事項」「医療機関等所在地・名・医師等氏名」

母子健康手帳…P15『出産後の母体の経過』欄に、「基本的な産婦健康診査」の結果

なお、「こころの健康チェック」の結果は、原則母子健康手帳に記入する必要はありませんが、記入する場合には、本人の同意を得てください。

- 4 産婦健康診査の結果、支援が必要と判断された場合は、下記保健センターへ電話連絡をお願いいたします。

担当：埼玉県鴻巣市こども未来部子育て支援課母子保健担当
(鴻巣市鴻巣保健センター)
電話：048-543-1562
FAX：048-543-5749